

令和2年11月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和2年11月25日（水）午後2時35分

場所：本庁舎5階 5-1会議室・5-2会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和2年11月25日(水)本庁舎5階5-1会議室・5-2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	井 上 哲 夫	1 5 番	落 合 喜 治
2 番	三 上 健 一	1 6 番	北 村 利 夫
3 番	井 出 茂 康	1 7 番	吉 川 誠
4 番	齋 藤 義 治	1 8 番	櫻 井 一 雄
5 番	小 林 正 幸	1 9 番	宮 治 時 男
6 番	飯 田 芳 一	2 0 番	佐 川 俊 夫
7 番	上 田 洋 子	2 1 番	佐 藤 智 哉
8 番	加 藤 義 一	2 2 番	澤 野 孝 行
9 番	田 代 恵美子	2 3 番	平 川 勝 昌
1 0 番	吉 原 豊	2 4 番	神 崎 享 子
1 1 番	山 口 貞 雄	2 5 番	福 岡 則 夫
1 3 番	西 山 弘 行		
1 4 番	漆 原 豊 彦		

欠席委員は、次のとおり

1 2 番	加 藤 登
-------	-------

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	嶋 田 勝 弘	主 幹	草 柳 真 治	主 幹 補 佐	福 岡 信 二
上級主査	伊 藤 洋 一				

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 58号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 59号 農地法第5条の規定による許可申請取消願について
- 日程第 3 報告第 14号 農地の賃借の合意解約通知について
- 日程第 4 議案第60号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申し出に  
ついて
- 日程第 5 議案第 61号 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基  
づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 6 議案第 62号 農地造成工事届出について
- 日程第 7 報告第 15号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告につ  
いて

開会 午後2時35分

事務局（嶋田勝弘事務局長） それでは、定刻を若干過ぎましたけれども、ただいまから「藤沢市農業委員会11月総会」を開催させていただきます。

本日の委員の出席状況を申し上げます。委員総数25名、出席者24名、1名欠席となっております。

まず初めに、齋藤会長から御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆様、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中を総会にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

このところ新型コロナがまだまだということで、報道機関では大変なことになっているところでございます。

先日、新規就農者の圃場の巡回に行っていました。担当の委員の方と一緒に回ったわけですが、今回は9名の方の圃場を回ってきました。有機栽培をやっている方が3名、慣行栽培をやっている方が6名いらっしゃいました。

今回は、皆さんが非常に積極的に農業をやっていることが感じられました。新規就農をするときには、必ず面談を行いますが、面談のときに、あまり大きな夢を語られると、何か一步引いて聞くようなことが多かったのですが、いざ現地に行ってみましたら、本当に一生懸命やっている方がいることに、私はびっくりしました。

藤沢の農業、新規就農の方は市民農園の延長ぐらいのことを考えて入られるのではないかと思っていたら、かなり一生懸命やっているということを感じました。

その中でも、就農3年目で2町2反をやっている方がいまして、借りてやっているわけですから、大変な思いをしてやっているわけですね。それでも、今より倍をやりたいということで、4町歩ぐらいまでは今の状態でできるということです。それで、5年後、10年後には10町歩ぐらいまで畑を広げたいとい

う夢を語っておりました。

そのほかにも、慣行栽培をしている人は皆さん1町歩近くをやっているのですが、ほとんどの方が、すぐにでも規模を拡大したいと。それが30代、40代の方です。

しかも、耕作している場所は、もともとが荒廃農地ですとか遊休農地になっていたところですから、条件が非常に悪いところでそのようなことをやっているわけです。

また、農業にはいろいろな機械や設備が必要ですが、話を聞いてみましたら、テントをつくって、電気は発電機を使っているということです。

そういうようなことまでして農業を一生懸命やっているということでございますので、農業委員会としても、そういう方を少しでも応援していくことができたかと、そういう感じを受けました。

これからは藤沢の農業の一つの柱として、新規就農者が大きな柱になるのではないかと感じております。現在、35名の方がやっておりますが、先日のこの農業委員会総会の中で、実際の農家戸数は670ぐらいであったということも記憶しておりますが、いずれ1割以上が新規就農者になるのではないかとということも感じました。今月も1人の方が新規就農の面談に来るそうでございます。

藤沢市は新規就農の希望者が多いということでございますので、もし空いている土地、荒廃農地がありましたら、農業水産課、農業委員会に言っていただければ橋渡しができるのではないかと感じておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

それでは、11月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げます、挨拶にかえさせていただきます。

事務局（嶋田勝弘事務局長） ありがとうございます。

これより議事に入りますけれども、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（福岡信二主幹補佐） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、8番の加藤義一委員と9番の田代恵美子委員の御両名をお願いをいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」、説明をまいります。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおりです。従事者、5名。所有面積、63a。耕作面積、63a。譲渡人、住所氏名、記載のとおりです。当該農地、葛原字聖台、地番、記載のとおりです。地目、畑。地積、1,469㎡。権利の種類、売買による所有権移転です。申請理由、譲受人が、農業経営規模拡大のため。譲渡人が、譲受人の要望による。

続きまして、番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおりです。従事者、4名。所有面積、212a。耕作面積、212a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、打戻字二ノ町、地番、記載のとおりです。地目、田。地積、310㎡。権利の種類は、贈与による所有権移転です。申請理由、譲受人が、農業経営規模拡大のため。譲渡人は、譲受人の要望による。

続きまして、番号3。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、4人。所有面積、243a。耕作面積、243a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。

当該農地、打戻字根下、3筆、地番、記載のとおりです。地目、全て畑。地積が、520㎡、634㎡、545㎡、3筆合計で1,699㎡。権利の種類は、売買による所有権移転です。申請理由は、譲受人が、農業経営規模拡大のため。譲渡人は、譲受人の要望による。

続きまして、番号4。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、4人。所有面積、243a。耕作面積、243a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、地目、地積の順に読み上げます。打戻字根下、1筆。畑。439㎡。打戻字矢崎、2筆。畑。105㎡、49㎡。合計3筆で593㎡。権利の種類は、売買による所有権移転。申請理由は、譲受人が、農業経営規模拡大のため。譲渡人は、譲受人の要望による。

続きまして、番号5。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、2人。所有面積、0a。耕作面積、113a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、瀬郷字中島、地番、記載のとおり、3筆。地目は、全て田現況畑。地積が、352㎡、396㎡、654㎡、合計3筆で1,402㎡。権利の種類は、売買による所有権移転。申請理由は、譲受人が、農業経営規模拡大のため。譲渡人は、譲受人の要望による。

続きまして、番号6。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、3人。所有面積、89a。耕作面積、89a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、遠藤字広谷、地番、記載のとおり、1筆。地目が、畑。地積が、1,023㎡。権利の種類は、贈与による所有権移転。申請理由は、譲受人が、譲渡人が体力面の低下により安定した営農が続けられなくなったため。譲渡人は、譲受人の要望による。

続きまして、地区、藤嶋・村岡・明治。番号7。譲受人、住所氏名、記載のとおりです。従事者、1人。所有面積、73a。耕作面積、73a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、大庭字根下、地番、記載のとおり、2筆。地目、1筆は畑。地積、415㎡。残りの1筆が、地目、雑種地現況畑。地積、29㎡。2筆合計で444㎡。権利の種類は、売買による所有権移転です。申請理由は、譲受人が、農業経営規模拡大のため。譲渡人は、譲受人の要望による。











事務局の説明を求めます。

伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） それでは、「農地法第5条の規定による許可申請取消願について」、説明をしてまいります。

議案については、記載のとおりですけれども、資料は17ページからとなります。

本件につきましては、当該地を駐車場及び駐輪場に転用及び所有権を移転するため、平成30年12月の総会において承認され、平成31年1月18日付で神奈川県知事から農地転用許可を受けた件について、許可取消願の申し出を受けたものです。

農地法第5条の許可後に、譲受人である法人が解散し事業の継続ができなくなったとのことです。

なお、現地については、11月13日に事務局の伊藤と地区委員の北村委員で、農地であることを確認しています。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。何かございましたらお願いをいたします。

— — — — —  
— — — — —  
—

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第59号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第59号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第3、報告第14号「農地の貸借の合意解約通知について」を上程いた









—

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第61号、番号2から番号5について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第61号、番号2から番号5について、承認をすることに決定をいたします。

次に移ります。日程第6、議案第62号「農地造成工事届出について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） それでは、「農地造成工事届出について」、説明してまいります。

地区、御所見・遠藤。番号1。届出人、住所氏名、記載のとおり。耕作者、同左人。当該農地、打戻字中尾、地番、記載のとおり。地目、畑。地積、893㎡。内容は、畑の改良です。工事期間は、通知日から令和3年5月31日まで。工事施工者、住所氏名、記載のとおりです。

続きまして、番号2。届出人、住所氏名、記載のとおり。耕作者、同左人。当該農地、打戻字中尾、地番、記載のとおり。地目、畑。地積、1,623㎡。内容は、畑の改良。工事期間は、通知日から令和3年5月31日まで。工事施工者、記載のとおりです。

続きまして、番号3。届出人、住所氏名、記載のとおり。耕作者、記載のとおり。当該農地、宮原字高田、地番、記載のとおり。地目、畑。地積、717㎡。内容は、畑の改良。工事期間は、通知日から令和2年12月12日まで。工事施工者、記載のとおりです。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1及び番号2について意見を求めます。

3番、井出委員。

3番（井出茂康委員） 番号1及び2については、農道を挟んで隣り合っている農地が申請地になっています。施工業者が同じであり、所有者は親子関係にあり、同一世帯で管理営農をしているため、まとめて意見をします。

本件の申請地につきましては、遠藤・宮原線にある「宇都母知神社入口」から北東に約500mの土地になります。

資料は19ページ及び23ページをお開きください。

申請地は、土地が若干低く雨水の流入があり、水はけが悪いことから、盛り土を行い雨水の流入を防ぐとともに、赤土が適した野菜を作付けするため、黒土から赤土への入れ替えを行うものです。

番号1の工事の概要といたしましては、周囲の境界から1m黒土を掘削し、搬出した後、境界から0.5m内側に畑に適した良質な赤土を搬入するものです。

番号2は、周囲の境界から0.8m～1m黒土を掘削し、搬出した後、境界から0.5m内側に赤土を搬入するものです。

現状で、東側の道路及び南側の畑よりも0.15m～0.2m低くなっているため、造成後は、高低差がなくなる予定です。

また、西側の畑と北側の道路と高低差はありませんが、造成後は約0.04～0.1m高くなる予定です。

搬入土量及び搬出土量につきましては、番号1は939立方メートル、番号2は1,612立方メートル。1日当たり10トン車で20台。土の採取場所は茅ヶ崎市にある工事施工業者の土砂ストック場、搬出場所は松田町にある土砂ストック場です。

また、神奈川県「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」及び藤沢市開発業務課「藤沢市土地の埋立て等の規制に関する条例」にかかる手続きが行われていることを確認しております。

また、番号2については、埋蔵文化財包蔵地内なので、郷土歴史課「文化財保護法」にかかる手続きが行われていることを、あわせて確認しております。

なお、造成工事後は、ハウレンソウ等を栽培する計画となっております。

今回の農地造成工事に当たり、地区委員の私、井出と、事務局の森さん、工事施工業者、土地所有者で事前に現場立会いを行い、施工方法を確認し、地区協におきましても、工事施工業者及び土地所有者と面談し、大型車両の通行の安全、畑に適した良質の土の搬入、関係機関との十分な協議などについて指導いたしました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 何か意見はございませんか。

井上委員。

1 番（井上哲夫委員） この造成工事の業者は、会社名を見ると建材会社ということですが、造成工事もやっているのでしょうかけれども、こういう工事のキャリアも含めて信用度というか、その辺のところをお聞きしたいのですが。

議長（齋藤義治委員） 信用度について、伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） 藤沢市で5年前に同じ業者さんで造成工事の承認を出しております、実際に造成工事を行っております。当時の担当者に業者の確認をしましたところ、内容としては良好で全然問題はなかったということで確認をしています。

以上です。

1 番（井上哲夫委員） はい。

議長（齋藤義治委員） 結局一番の問題は、1 m掘るというのを2 m、3 m掘ってしまうこともありますから、その辺は、委員の方には時々見ていただいて、もし何かあったら連絡をいただく、例えば大型車が入って通路がガタガタになってしまうとか、もしそういうようなことがあったら全部通告してもらって、農業委員会としても少し神経質に見ていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

それでは、他に何かございませんか。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号3について意見を求めます。

17番、吉川委員。

17番（吉川 誠委員） 本件の申請地につきましては、目久尻川にかかる「大昭橋」から南西に約350mの土地になります。

資料は27ページをお開きください。

工事の概要といたしましては、寒川町に位置する隣接の住宅地が高く、また、農地が道路より低くなっていることから雨水等の流入があるため、盛り土を行い雨水の流入を防ぐものです。

農地の西側については、現状で道路よりも低くなっているため、0.6m盛り土をし、造成後は、道路構造物より0.1m高くなる予定です。

農地の東側については、0.3m盛り土をし、畑の面は西側よりも一段低くなる予定です。

西側道路に対しての被害防除として、既存の道路構造物がありますので、これを利用します。

南側の畑及び北側、東側の道路部分に対する被害防除は、境界から約30度の勾配をつけて盛り土を行い、土砂等の流出を防ぎます。

搬入土量につきましては、327.7立方メートルで、1日当たり4トン車で10台。土の採取場所は、平塚市にある資材置場及び駐車場造成地です。

なお、造成工事後は、サツマイモ、オクラを栽培する計画となっております。

今回の農地造成工事に当たり、工事施工業者、地区委員の私、吉川と、事務局の森さんで事前に現場立会いを行い施工方法の確認をし、地区協におきましても、施工業者及び土地所有者と面談し、大型車両の通行の安全、特に近隣住民への配慮を伴った施工と、畑に適した良質な土の搬入などについて指導いたしました。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） それでは、本件につきまして、何か意見がございましたらお願いをいたします。

井上委員。

1 番（井上哲夫委員） 先ほどの質問と同じようなことですが、この3番の業者については、藤沢市内での造成工事をやった実績等、業者の信用度というか、その辺をお伺いしたいと思いますけれども。

議長（齋藤義治委員） 草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） この業者につきましては、藤沢市での過去の実績はないのですが、何年か前に秦野市で造成工事をやったと聞いておりまして、秦野市の農業委員会事務局に評価のほどを確認したところ、特に問題はないという回答を得ております。

以上です。

1 番（井上哲夫委員） 藤沢では初めてだということですが、この辺も、先ほどから話がありましたように、工事の条件を守るように、注視をしていただきたいと思います。

事務局（草柳真治主幹） この業者だけではなくて、他の業者も含めて進捗管理はしていきたいと思いますので、地区の委員さんの御協力を得ながら注視をしていきたいと考えております。

議長（齋藤義治委員） 他に何かございませんか。

25番、福岡委員。

25番（福岡則夫委員） 今の件ですが、工期が12月12日までということで、大分急いでいるように思いますけれども、営農計画、作業計画ですと、4月からサツマイモの植え付け等ということなので、そんなに急がなくてもいいような気がしますけれども、何か理由があるのか、ないのかお聞きしたいのですが。

議長（齋藤義治委員） 伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） こちらにつきましては、先ほどのような土の入れ替えを行うわけではなくて、単純に盛り土を行うだけなので、作業日程自体はそれほど必要としないようです。運搬・搬入・整地で終わってしまうということです。

あと、範囲もそれほど大きくない範囲で、畑の半分ぐらいを大きく積むので

すが、残りの半分ぐらいは少量なので、量もそれほどないということで確認をしておりますので、そういうことではないかと思えます。

以上です。

議長（齋藤義治委員） よろしいですか。

25番（福岡則夫委員） はい。

議長（齋藤義治委員） 他に何かございませんか。

山口委員。

11番（山口貞雄委員） 今のような工事を行う中で、問題が起きた業者に対しての行政指導等、これは、その問題の内容にもよると思いますが、例えば業務を停止させるとか、その件について止めるとか、どの程度の権限を発することができるのか、お聞きしたいと思えます。

議長（齋藤義治委員） 草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 問題を起こした業者にどこまでの措置がとれるのかということですが、基本的に、例えば市への届出で1mまでしか掘ってはいけない、1m以上積んではいけないというときに、それ以上に掘ったり積んだりする場合には、県の許可が必要になってくるという話になります。

それで、届出の手続きをとりながら、それ以上に掘ってしまった場合には、そもそも許可を得ないで転用したということになりますので、農地法違反ということになります。

この場合には、例えば新たに造成をしたいとかというふうに言ってきた場合には、それは認められないという話にはなります。

ただ、それが何らかの形で解決をした、是正をされた状態になれば、その業者について、あなたの申請は受け付けられないというようなことはなかなかできないような仕組みにはなっています。

ただ、過去においてそういう履歴があるような業者については、申請の段階で細かく確認をして指導をしていくような流れになるかと思えます。

以上です。

議長（齋藤義治委員） いいですか。







以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員 ( 番)

署名委員 ( 番)